

令和4年度
第1回緑岡市民センター運営審議会

日時 令和4年6月3日(金)午後1時30分から
場所 緑岡市民センター会議室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 役員選出

4 会長あいさつ

5 議 事

(1) 令和3年度事業実績について(生涯学習事業)

(2) 緑岡市民センターの事業評価について

(3) 令和4年度緑岡市民センター運営方針及び重点目標について

(4) 令和4年度事業計画(案)について

(5) その他

6 閉 会

水戸市緑岡市民センター運営審議会委員名簿

(順不同 敬称略)

役職名	氏名	備考
	川崎 操	社協緑岡支部副支部長
	松本 修吾	地区高齢者クラブ連合会会長
	久保 定時	緑岡住民の会副会長 緑岡地区民生委員
	近藤 清	緑岡地区民生委員 児童委員協議会会長
	介川 文雄	茨城県レクリエーション協会理事長 茨城県ニュースポーツ協会会長
	岩間 幸一	緑岡地区民生委員 青少年相談員

任期: 令和4~5年度

(1) 令和3年度事業実績について（生涯学習事業）

○高齢者学級

人数

緑寿大学	1月28日（金）	①	法定相続情報証明制度学習会 講師：水戸地方法務局職員	緑岡市民センター	延期
------	----------	---	-------------------------------	----------	----

○女性学級

人数

レディースセミナー	12月22日（水）	①	移動学習 大串貝塚ふれあい公園 他	市内・大洗町	18
	1月20日（木）	②	防災学習会	緑岡市民センター	10

○成人講座

人数

成人講座	11月19日（金）	①	お菓子作り教室 講師：三熊 理恵	緑岡市民センター 調理室	12
------	-----------	---	---------------------	-----------------	----

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大収束を確認後に、一般教養講座を開催してきましたが、オミクロン株等の流行による感染拡大のため、以下の講座はすべて中止としました。

1 家庭教育学級

対象者：緑岡幼稚園，緑岡保育所，一の牧保育所の保護者 5回程度

2 子ども教室

対象者：小学生 内容：絵画，書道

●市民センター新型コロナウイルス感染症対応一覧

- 4月22日～5月26日 茨城県による「感染拡大市町村」に指定
- 4月23日～5月26日 市民センター夜間（午後6時以降）の利用を原則中止
- 8月6日～8月19日 茨城県独自の緊急事態宣言
- 8月6日～8月19日 市民センター土日・夜間（午後6時以降）利用の原則中止
- 8月8日～8月31日 国からのまん延防止等重点措置の適用
- 8月16日～9月20日 茨城県による非常事態宣言
- 8月20日～9月30日 緊急事態宣言【茨城県】
- 8月18日～9月30日 市民センター利用停止
- 1月27日～2月20日 国からのまん延防止等重点措置の適用
- 1月27日～2月20日 市民センター土日・夜間（午後6時以降）利用の原則中止

【参考】

- 8月27日～8月31日 市内小中学校臨時休業
- 9月1日～9月3日 市内小中学校分散登校期間
- 9月6日～9月21日 市内小中学校オンラインによる授業の実施
- 9月22日～9月30日 市内小中学校分散登校期間

定期講座参加者調べ(R3年度)

月	ニュースポーツ	体操	絵画	カラオケ	書道	着付A	卓球A	料理	大正琴	生花	ヨガ	オカリナ	太極拳	英会話A	さわやか太極拳	ダンススポーツ	卓球B	バッチワーク	歌謡	ハワイアンフラ	空手	囲碁	計
4		7	4				16							9	16	12	15		13	11	16	20	139
		13			10		19	11		4	10	8			17		12						104
		10	4		11		17							12	12		15		12	10	14	12	129
		9						13	9	4	10	8											53
																	13						13
5							22						13			8	15	4		10	15	12	99
	13	19			9	3	21	11	13	4	10	10		15	16		15						159
	11	20	4	17									12	14	16	9	11	4		11	17	11	157
		19			12	4	14	12	10	4	9	10					13		14				121
		16																					16
6	7	19	3	22			21						11	16	14	11	11	5	13	10	16	14	193
		18			11	6	17	13	13		11	8					11						108
	9	15	4	22			17						12	15	12	10	11	4	13	11	17	9	181
		14			11	3	18	12	11	4	10	9					11						103
																							0
7	9	16	3	23			17						12	16	14	10	9	4	13	11	16	11	184
					10		16	11		4	10	9					12						72
	9	11	3	21	13		18		13				12	13	14	10	12	4	12	10		9	184
		16																			15		31
							14	11	13		9	6					9						62
8	9						17				6				11	9	11					9	72
					11	1	12																24
																							0
																							0
																							0
9																							0
																							0
																							0
10	9	15	3	18			19							14	14	10	11		11	11	13	4	152
		18	4		11		19	12	12	3	10	7					15						111
	9	18		24			18						9	13	13	9	14	3	11	11	14	10	176
		18			10	3	15	13	13	4	10	8					13						107
																							0
11	10	19	4	21			17						10	17		10	14	4	14	11		9	160
		17			10	4	18	12	13	4	10	9			13		14				17		141
	11	14	4	20			17						8	14		8		4	13	11		11	135
		13			12	4		13	12	4	11	8			10		13				13		113
																							0
12	11	19	4	22			18						8	14	10	7	16	4	15	12	15	16	191
		17			7	4	16	12	13	4	11	10					12						106
	11	15	4	20									8	16	12	8		5	12	10	15	8	144
					11	5	18	11	13	4	8	9					17						96
																							0
1	11						15									8	10	2	9				55
		13			9	4	14	12	12	4	10										12		90
	9	19	4	19			15						8	15	11	8		3	12	9	13	8	153
		17			9	3	11		12	3	10									11			76
																							0
2	10	12									7						11		4				44
					8																		8
	7																9						16
					9				11	4	10			11					12	11			68
3	10	15		19			15									6	12		10			14	101
		15			7	5	17	11	11	4	11						13			11			105
	10													13		7	10		12	11	16	6	85
		17			9	2			12	4	9	8		16	11		14						102
							18	12							12								42
計	185	513	52	268	210	51	556	202	216	66	202	127	123	253	246	160	424	50	225	203	254	193	4781
回数	19	33	14	13	21	14	33	17	18	17	21	15	12	18	19	18	34	13	19	19	17	18	422

令和 3 年度 市民センター使用状況報告書

緑岡市民センター

令和4年3月分

		市民センター	社教団体	市	県	その他	月計	累計
ホール	件数	9	1	2		36	48	451
	人員	130	30	30		444	634	6,957
和室	件数	5	1			10	16	109
	人員	48	6			102	156	1,028
会議室	件数	9	3	1		12	25	185
	人員	90	29	9		104	232	1,833
調理室	件数	2					2	19
	人員	24					24	236
図書室 (図書利用)	件数							
	人員					6	6	31
月計	件数	25	5	3		58	91	
	人員	292	65	39		656	1,052	
累計	件数	273	53	34	2	402		764
	人員	3,295	758	835	26	5,171		10,085
センター外 主催事業	件数							
	人員							
センター外 共催事業	件数							2
	人員							111
月計	件数							
	人員							
累計	件数	2						2
	人員	111						111
合計	件数	275	53	34	2	402		766
	人員	3,406	758	835	26	5,171		10,196

令和3年度 市民センター使用状況

施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 三の丸	館内件数	94	136	184	194	39	-	251	275	265	53	230	1,961
	館内人数	1,294	1,443	2,422	2,580	368	-	2,802	3,006	2,876	599	2,704	22,725
	館外件数	-	1	-	-	-	-	-	3	-	-	1	5
2 五軒 (3階まで)	館外人数	-	18	-	-	-	-	4,595	-	-	-	4	4,617
	館内件数	192	129	192	193	57	-	192	203	196	103	167	1,792
	館内人数	1,734	1,102	1,716	1,713	432	-	1,782	1,876	1,843	884	1,360	15,914
3 新荘	館外件数	-	2	2	1	-	-	-	1	1	1	-	9
	館外人数	-	9	10	9	-	-	-	22	110	25	6	191
	館内件数	117	105	131	125	31	-	125	124	126	76	121	1,179
4 城東	館内人数	1,457	1,264	1,629	1,400	333	-	1,553	1,472	1,556	748	1,313	13,905
	館外件数	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
	館外人数	-	-	-	-	-	-	-	64	-	-	-	64
5 竹隈	館内件数	75	77	86	79	20	-	90	95	92	49	85	824
	館内人数	874	816	958	842	239	-	998	1,273	1,312	449	981	9,711
	館外件数	2	1	4	3	-	-	2	6	1	-	1	20
6 常磐	館外人数	35	18	129	56	-	-	32	131	19	-	18	438
	館内件数	82	76	99	101	25	-	111	106	118	60	124	990
	館内人数	908	886	1,170	1,210	307	-	1,387	1,262	1,435	713	1,419	11,845
7 緑岡	館外件数	-	2	5	3	-	-	2	5	4	4	4	30
	館外人数	-	58	171	51	-	-	39	193	136	53	73	792
	館内件数	133	126	160	153	28	-	151	161	159	96	152	1,441
8 寿	館内人数	1,384	1,575	1,970	1,772	272	-	1,933	1,974	1,946	905	1,558	16,785
	館外件数	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2
	館外人数	-	-	-	-	-	-	-	48	-	-	-	48
9 上大野	館内件数	81	71	87	79	18	-	79	86	83	26	91	764
	館内人数	1,087	1,056	1,286	1,068	210	-	1,024	1,185	1,108	280	1,052	10,085
	館外件数	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	2
10 柳河	館外人数	-	-	-	-	-	-	-	94	17	-	-	111
	館内件数	65	59	70	70	17	-	75	75	67	40	71	668
	館内人数	835	670	917	859	201	-	1,022	871	863	436	911	8,373
柳河	館外件数	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3
	館外人数	-	-	-	-	-	-	-	52	-	-	-	109
	館内件数	57	52	58	60	15	-	56	61	54	27	56	540
柳河	館内人数	504	483	649	614	154	-	523	661	661	195	578	5,453
	館外件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	館外人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
柳河	館内件数	76	61	77	79	22	-	76	74	70	49	80	728
	館内人数	757	504	705	690	160	-	708	688	698	369	638	6,495
	館外件数	10	11	11	11	6	-	11	11	11	11	12	115
柳河	館外人数	139	124	128	120	52	-	144	151	185	128	136	1,426

令和3年度 市民センター使用状況

施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
11 渡里	館内件数	90	75	82	91	29	-	92	102	90	74	45	860
	館内人数	1,107	854	1,059	1,102	463	-	1,251	1,203	1,237	941	759	11,029
	館外件数	-	-	1	-	-	-	2	2	1	-	-	6
	館外人数	-	-	135	-	-	-	52	58	300	-	-	-
12 吉田	館内件数	87	75	105	87	19	-	98	97	102	43	99	894
	館内人数	1,007	837	1,160	926	202	-	1,108	1,164	1,232	892	382	9,931
	館外件数	1	-	2	-	-	-	-	1	2	-	-	8
	館外人数	43	-	22	-	-	-	-	14	76	-	25	-
13 酒門	館内件数	64	58	79	79	20	-	70	65	65	35	67	659
	館内人数	744	678	982	934	334	-	794	737	717	560	283	7,470
	館外件数	1	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	4
	館外人数	50	-	-	-	-	-	151	63	-	-	-	264
14 石川	館内件数	80	92	111	100	25	-	114	116	112	46	102	988
	館内人数	890	1,073	1,287	1,096	336	-	2,523	1,359	1,342	1,042	835	12,820
	館外件数	-	-	-	1	-	-	-	2	1	-	-	4
	館外人数	-	-	-	38	-	-	-	26	17	-	-	-
15 飯富	館内件数	38	40	48	47	12	-	44	41	46	38	27	431
	館内人数	404	406	458	602	217	-	415	402	456	415	195	4,515
	館外件数	-	-	1	-	-	-	2	2	-	-	-	5
	館外人数	-	-	27	-	-	-	65	110	-	-	-	202
16 国田	館内件数	54	47	68	67	27	-	63	64	64	39	27	582
	館内人数	508	434	681	723	257	-	633	650	643	427	250	5,872
	館外件数	-	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-	4
	館外人数	-	50	50	-	-	-	60	127	-	-	-	287
17 桜川	館内件数	129	111	141	155	43	-	154	158	156	116	71	1,373
	館内人数	1,635	1,418	1,708	1,734	461	-	1,845	2,075	2,199	1,271	824	16,971
	館外件数	4	-	5	3	1	-	4	4	4	4	1	34
	館外人数	28	-	44	20	4	-	38	34	40	29	9	274
18 上中妻	館内件数	89	87	103	89	18	-	97	96	103	70	46	906
	館内人数	967	842	1,056	907	205	-	915	917	1,136	617	352	8,899
	館外件数	-	-	-	1	-	-	-	2	1	-	-	4
	館外人数	-	-	-	6	-	-	-	41	5	-	-	52
19 山根	館内件数	56	46	64	63	16	-	64	70	74	55	29	613
	館内人数	633	449	648	569	148	-	645	686	782	531	240	6,112
	館外件数	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	2
	館外人数	-	-	27	-	-	-	18	-	-	-	-	45
20 見川	館内件数	66	60	69	71	20	-	76	68	83	57	32	673
	館内人数	721	627	730	924	209	-	903	882	1,048	596	342	7,744
	館外件数	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	2	5
	館外人数	-	-	-	-	-	-	-	201	-	6	11	218

令和3年度 市民センター使用状況

施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
21 千波	館内件数	101	96	110	99	21	-	115	104	87	31	74	942
	館内人数	1,087	1,040	1,230	1,092	226	-	1,282	1,390	894	340	902	10,638
	館外件数	-	-	-	-	-	-	3	2	-	-	-	5
	館外人数	-	-	-	-	-	-	102	59	-	-	-	161
22 見和	館内件数	132	102	125	109	31	-	127	135	100	61	136	1,199
	館内人数	1,544	1,248	1,505	1,246	426	-	1,739	1,879	1,263	785	1,542	15,018
	館外件数	-	1	1	1	-	-	1	1	-	1	1	8
	館外人数	-	28	12	11	-	-	14	16	-	13	9	109
23 双葉台	館内件数	125	103	131	140	40	-	126	129	112	76	143	1,255
	館内人数	1,555	1,156	1,564	1,736	473	-	1,499	1,556	1,185	764	1,637	14,637
	館外件数	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
	館外人数	-	-	-	-	-	-	-	57	-	-	-	57
24 笠原	館内件数	90	87	109	102	24	-	111	116	79	48	94	967
	館内人数	942	859	1,173	1,106	270	-	1,136	1,410	692	350	929	9,952
	館外件数	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2
	館外人数	-	-	-	-	-	-	-	76	-	-	-	76
25 赤塚	館内件数	84	66	95	91	27	-	93	93	69	39	86	833
	館内人数	829	674	896	845	310	-	852	973	634	316	784	7,951
	館外件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	館外人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26 吉沢	館内件数	65	62	78	71	19	-	74	82	63	39	72	708
	館内人数	748	623	862	727	145	-	793	908	644	367	746	7,440
	館外件数	-	1	2	1	-	-	2	1	2	3	4	20
	館外人数	-	8	14	7	-	-	18	8	16	19	28	150
27 堀原	館内件数	119	101	111	106	31	-	106	111	96	55	110	1,052
	館内人数	1,482	1,286	1,493	1,568	436	-	1,423	1,449	1,295	620	1,324	13,930
	館外件数	-	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	3
	館外人数	-	-	33	61	-	-	-	44	-	-	-	138
28 下大野	館内件数	47	41	57	52	7	-	57	47	43	22	48	483
	館内人数	544	399	636	644	103	-	674	562	400	161	510	5,445
	館外件数	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	5
	館外人数	-	-	-	-	-	-	-	-	17	-	20	108
29 稲荷第一	館内件数	81	79	105	104	46	-	95	93	77	56	84	926
	館内人数	694	1,360	870	798	231	-	1,036	1,580	674	717	864	9,929
	館外件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	館外人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 稲荷第二	館内件数	68	64	69	85	30	-	66	81	58	40	70	709
	館内人数	647	585	615	790	281	-	648	934	475	303	637	6,667
	館外件数	-	-	1	-	-	-	-	1	1	-	-	3
	館外人数	-	-	55	-	-	-	-	13	39	-	-	107

令和3年度 市民センター使用状況

施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
31 大場	館内件数	60	57	68	62	18	-	72	80	65	36	79	654
	館内人数	569	542	647	532	177	-	689	896	675	312	660	6,299
	館外件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	館外人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32 鯉淵	館内件数	80	55	92	64	23	-	74	77	99	60	101	788
	館内人数	688	456	716	569	137	-	617	727	944	388	689	6,418
	館外件数	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	3
	館外人数	-	4	7	-	-	-	-	-	-	-	4	15
33 妻里	館内件数	77	61	93	80	26	-	82	80	80	31	76	761
	館内人数	741	634	851	720	270	-	843	827	1,434	229	748	8,009
	館外件数	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2
	館外人数	-	-	-	-	-	-	-	21	-	44	-	65
34 内原	館内件数	151	129	164	153	43	-	151	166	147	81	143	1,461
	館内人数	1,734	1,190	1,644	2,107	652	-	2,217	3,278	2,445	1,604	1,702	20,441
	館外件数	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	3
	館外人数	-	-	-	-	-	-	59	15	-	-	36	110
													館内件数 31,604
													館内人数 355,428
													館外件数 318
													館外人数 11,040

(2) 緑岡市民センターの事業評価について

市民センター事業評価表【テーマ】 定期講座

市民センター名: 緑岡市民センター

(1) 市民センター定期講座アンケート結果

定期講座受講者 名
 アンケート回答者 100 名

1 受講者の性別、年齢、居住地について

【性別】

全体	男性	女性	
100.0%	8.3%	91.7%	(%)
96	8	88	(人数)

【年齢】

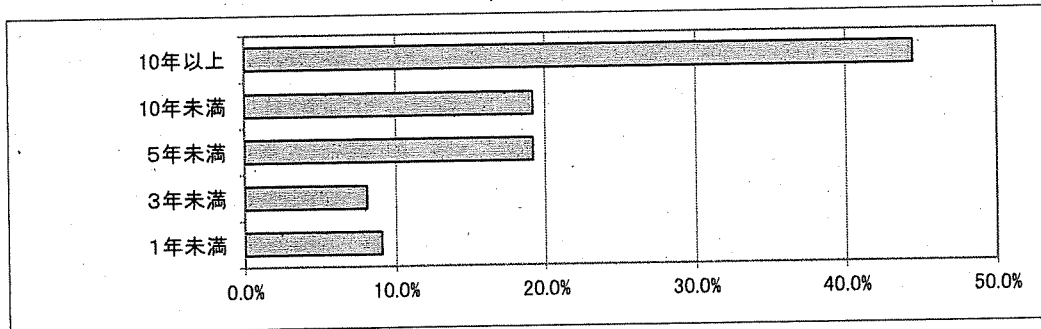
全体	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代以上	
100.0%	0.0%	1.1%	1.1%	1.1%	23.9%	72.8%	(%)
92	0	1	1	1	22	67	(人数)

【居住地】

全体	地区内	地区外市内	市外	
100.0%	69.0%	21.1%	9.9%	(%)
71	49	15	7	(人数)

2 講座の在籍期間について

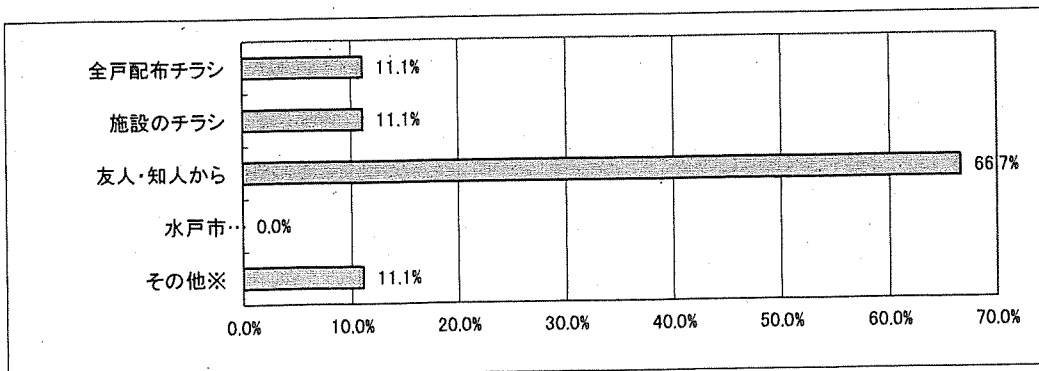
全体	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	10年以上
100.0%	9.1%	8.1%	19.2%	19.2%	44.4%
99	9	8	19	19	44



3 講座を何で知りましたか

全体	全戸配布チラシ	施設のチラシ	友人・知人から	水戸市HP	その他※	
100.0%	11.1%	11.1%	66.7%	0.0%	11.1%	(%)
9	1	1	6	0	1	回答数

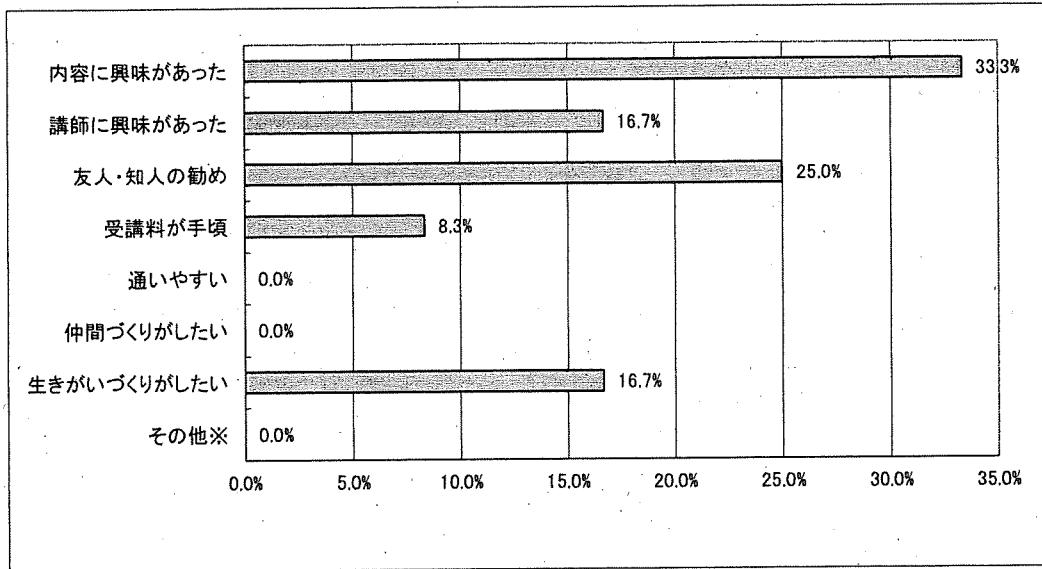
※()



4 講座に参加したきっかけ

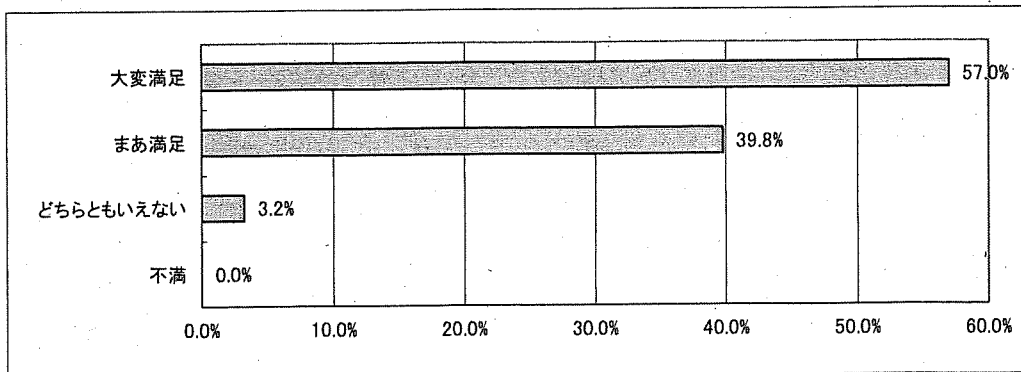
全体	内容に興味があった	講師に興味があった	友人・知人の勧め	受講料が手頃	通いやすい	仲間づくりがしたい	生きがいがほしい	その他※
100.0%	33.3%	16.7%	25.0%	8.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%
12	4	2	3	1	0	0	2	0

※()
()



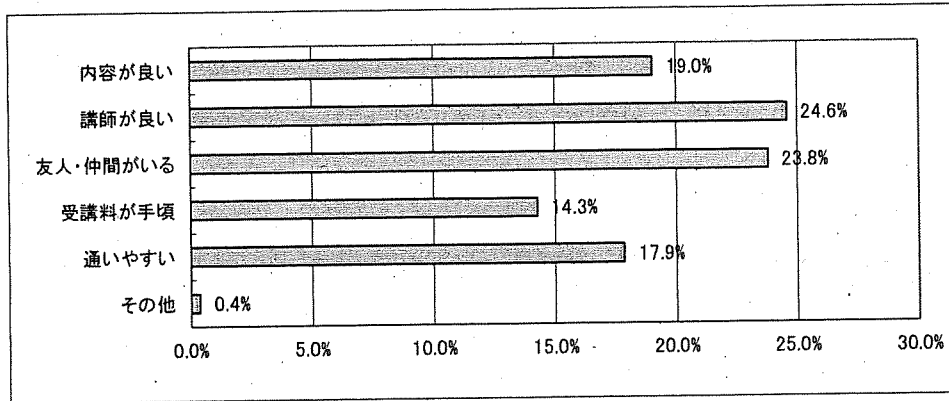
5 参加している講座の満足度について

全体	大変満足	まあ満足	どちらともいえない	不満	(%)
100.0%	57.0%	39.8%	3.2%	0.0%	(%)
93	53	37	3	0	実数



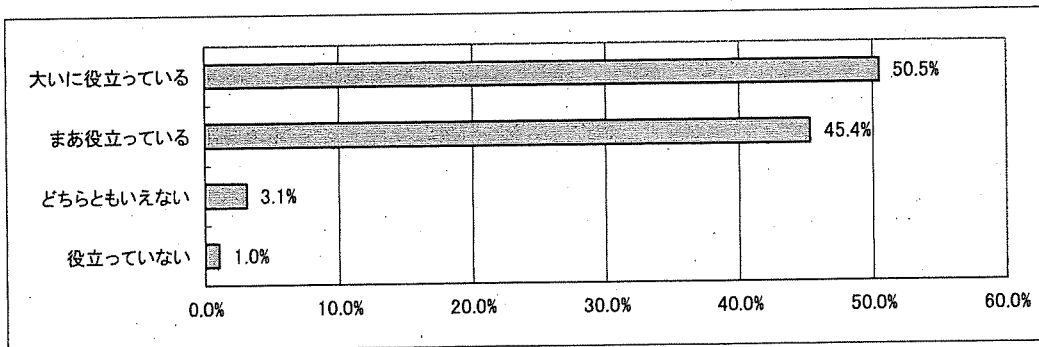
6 参加している講座の魅力について

全体	内容が良い	講師が良い	友人・仲間がいる	受講料が手頃	通しやすい	その他	(%)
100.0%	19.0%	24.6%	23.8%	14.3%	17.9%	0.4%	(%)
252	48	62	60	36	45	1	実数



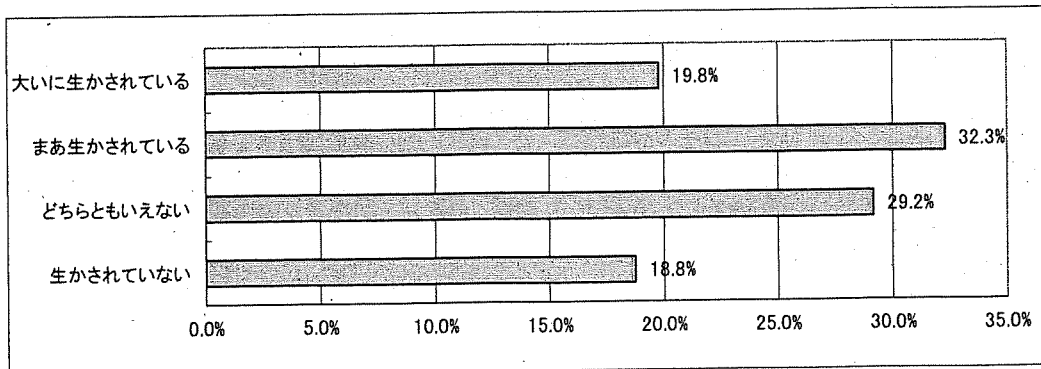
7 生きがいづくりや生活に役立っているか

全体	大いに役立っている	まあ役立っている	どちらともいえない	役立っていない	(%)
100.0%	50.5%	45.4%	3.1%	1.0%	(%)
97	49	44	3	1	実数



8 地域コミュニティ活動に生かされているか

全体	大いに生かされている	まあ生かされている	どちらともいえない	生かされていない	(%)
100.0%	19.8%	32.3%	29.2%	18.8%	(%)
96	19	31	28	18	実数



9 講座に対する意見, 提供してほしい講座, 興味がある講座等

- ・いつも楽しく学んでいます
- ・車がいっぱい、駐車するのに困る時がある
- ・4月からやれると嬉しいです(現在5月からの為)
- ・昼間の時間帯にエアロビをやってほしい(初心者から)
- ・このまま長く続けてほしい
- ・人数が少なくて会計としてはちょっと不安
- ・身体を動かすので、非常に良い
- ・心理学講座

(2)市民センター総評(市民センター職員による評価)

①受講者の傾向について(年齢層, 受講期間等)

・60代以上が96.7%, 受講期間5年以上が63.6%を占めている。一度始めると, 高齢になっても健康への不安など余程の理由がない限り継続する方がほとんどである。毎年会員新規募集はしているが, 会員不足により継続したい方がいるにもかかわらず廃止になってしまうクラブも年に1つ程度は見られる。

②参加者の満足度について

・満足度は, 96.8%となっている。不満を持ちながら続ける方は少数であると思われる。

③学習成果の還元について

・敬老会でのアトラクションなどで, 地域コミュニティ事業への還元するケースが見られる。

④アンケート結果又は日頃の業務から考察されることについて

・定年後も働き続ける方の割合が増加し続けている。逆に子ども会は減少傾向に歯止めがかからない。したがって, 市民センター利用者における高齢者の割合がこれからも高い状態が続くと予想される。今後は高齢者向けの講座の充実を図るとともに, 働いている方に向けた講座内容, 開催時間を工夫し若い方のニーズにあった講座を検討していきたい。

(3)市民センター運営審議会委員の意見

(3) 令和4年度緑岡市民センター運営方針及び重点目標について

令和4年度緑岡市民センター運営方針及び重点目標

※ …令和4年度変更箇所

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられる豊かな地域を形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、コロナ禍における感染症対策を徹底した上で、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努める。また、東日本大震災や令和元年東日本台風での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

- ア 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプランの実現に向けた取組への支援を促進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。
- イ 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。
- ウ 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。特に水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働により、「みと町内会・自治会カード」事業の更なる魅力の向上を図る。
- エ 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの積極的な利用を促進するとともに、長寿命化型改修の実施及び施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、どのような状況下でも学びを止めることなく、「個人の要望」する学習による生きがいを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子・高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会を提供する。

そのため、水戸市における生涯学習事業を総称した「みと弘道館大学」に位置付けた、一般教養講座や定期講座を開催するとともに、みと好文カレッジにおける事業を活用しながら、市民のライフスタイルに定着し、生涯にわたって学び続けることができるよう、学習機会の充実に努める。

ア 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

イ 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくため、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。特に、デジタル・ディバイド解消のため、高齢者等に向けたICTリテラシーを身につける講座の充実に努める。

また、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開する。

ウ 家庭教育や子育てを支援する講座等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割があることから、家庭教育について考える機会を提供するため、学校等における家庭教育学級や家庭教育講演会を開催する。

また、未就園児の保護者が家庭教育について学び、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができるよう支援するため、家庭教育強化事業を実施する。

(2) 学習の成果を生かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに生かせるよう、地域人材の発掘・育成を行い、地域の活性化や特色あるまちづくりに生かしていくための環境づくりを進める。

ア 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用を推進する。

イ 学習の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、生涯学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネット

ワーク構築に努める。

ウ 学習の成果を地域活動に生かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に生かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につなげられるよう、人材の育成と活用に努める。

エ 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で生涯学習の成果をどのように生かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営を図る。

(3) 家庭・地域・学校の連携の強化

家庭・地域・学校が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組む体制を構築し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができるよう、市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能充実に努める。

ア 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

地域、学校と連携を図りながら、様々な形で異なる世代での交流や大人と接する事業など、子どもたちが地域活動に参加する場を提供し、地域社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

イ 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、地域の人的資源を子育て支援事業や学校活動支援事業に活用し、家庭教育を地域社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(4) 令和4年度事業計画(案)について

事業名	講座名	対象者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高齢者学級	緑寿大学	地区内高齢者						○			○			
高齢者学級	スマホ体験教室	地区内高齢者										○		
女性学級	レディスセミナー	地区内女性							草木染め	移動学習				
家庭教育学級	ふれあい学級	緑岡幼稚園 保護者											○	
家庭教育学級	家庭教育講演会	学区内保育 所及び小学 校保護者					○	○		○				
子育て支援事業	子育て広場	未就園児と保 護者												
子ども教室	夏休み子ども教 室	地区内小学 生				第1回 未定	第2回 未定							
成人セミナー	成人講座	成人									第1回 未定			
	教室(1)		募集											
	クラブ(12)		募集											
定期講座	サークル(8)		募集											
	市民センターまつり													3,4,5
地域コミュニ ティ関連						地区花 壇コン クール	ふれあ い夏祭り	福寿の つどい	市民運 動会 歩く会 防火・防 災・交通 安全の 集い		郷土か かる た学区 大会			

第2・4火曜日

ニュースポーツ

体操, 絵画, カラオケ, 着付A, 着付B, 書道, 卓球A, 料理, 大正琴, 生花, ヨガ, オカリナ

さわやか太極拳, ダンススポーツ, 卓球B, パッチワーク, 歌謡, ハワイアンフラ, 空手(子ども), 囲碁

令和4年度

定期講座受講生募集

- 【募集期間】 令和4年4月6日(水)～4月22日(金)
- 【対象】 一般成人
- 【会場】 水戸市緑岡市民センター
- 【会費】 会費は、各講座の会計担当に納入してください。
材料費は別途負担となります。
- 【申込方法】 緑岡市民センター窓口で、お申込みください。
(電話でも受け付けます。) ☎ 243-1020

●子育て広場●

子育て中の親子が、気軽に集まり
交流できる遊び場を

開放しています！！

♡ 日時 毎月第2・4火曜日
10:00～11:30

♡ 対象 未就学児と保護者

☆いきいき健康クラブ☆

軽い運動で、
体を動かしましょう！！

☆ 日時 毎月第2・4月曜日
13:30～15:00

☆ 対象 概ね65歳以上

☆ その他 参加者随時募集

☆健康スポーツ教室☆

ユニカールなどのニュースポーツで、
楽しく体を動かしましょう！！

☆ 日時 毎月第1・3水曜日
9:30～11:30

☆ 募集人数 10名

☆ 会費 年2,000円

☆ 開講日 5月11日

☆ 講師名 介川 文雄

☆ 会場 緑岡市民センター(ホール) 他

《一般教養講座について》

○ レディースセミナー(女性対象) ○ 緑寿大学(高齢者対象) ○ 成人講座

詳しくは回覧チラシ等でお知らせいたします。ぜひ、ご参加ください！！

切り取り線

定期講座申込書

令和 年 月 日

クラブ名	氏名	住所	TEL	備考

令和4年度 定期講座一覽

【教室】

曜日	講座名	開催日 (毎月)	時間	月会費	募集 人数	講師名	内容	開講日
水	健康スポーツ	1・3	9:30～11:30	年2,000円	10	介川 文雄	ユニカール・シャフルボード・ディスクゴルフ・ペタンク 等	5月11日

【クラブ】

曜日	講座名	開催日 (毎月)	時間	月会費	募集 人数	講師名	内容	開講日
月	体操	1・2	10:00～11:30	年12,000円	15	尾縣 好美	筋肉貯筋とノリノリの音楽で、身体をデザイン(ダンベル・チューブ・ボール使用)	5月9日
火	絵画	1・3	10:00～12:00	1,500円	10	飯塚 和秀	水彩画・油絵を楽しく学びましょう。	5月17日
	カラオケ	1・3	13:30～15:30	年10,000円	3	上杉 京子	2か月に1曲のペースで、丁寧に教えて頂けます。初心者大歓迎♪	5月17日
水	着付A(装道)	2・4	10:00～12:00	年10,000円	10	飯島 洋子	和装の基本から、自装と他装まで！一緒に楽しくお稽古しましょう♪	5月11日
	着付B(装道)	2・4	13:30～15:30	年10,000円	5	和田 美智子	着付けの経験のない方も、一人で着装できるようになります。楽しく着付けを学びましょう。	5月11日
	書道	2・4	10:00～12:00	年12,000円	3	長山 素龍	初心者歓迎。先生の懇切指導あり。	5月11日
木	卓球A	1・2	1 9:30～12:00	年1,000円	3	—	初級者・経験者大歓迎	5月12日
			2 13:00～16:00					
	料理	2・4	9:30～12:00	1,000円	4	三熊 理恵	和・洋・中の家庭料理の基礎が学べ、楽しい教室です。	5月12日
	大正琴	2・4	10:00～12:00	月1,000円	3	籠橋 紫峯	懐かしい音色の大正琴、アンサンブルで弾いてみませんか！	5月12日
金	生花(池坊)	2・4	10:00～12:00	2,500円	5	古内 麗歌	季節の花を、彩りよく生けてます。	5月13日
	ヨガ	2・4	13:30～14:30	前期6,000円 後期6,000円	3	横山 みつこ	無理なく出来るメディカルヨガで、健康寿命を上げていきましょう♪	5月13日
	オカリナ	2・4	13:30～15:30	前期5,000円 後期5,000円	5	野内 敏子	オカリナで歌おう！初心者歓迎！	5月13日

※ 地区事業の都合で予定を変更する場合がありますので、ご了承ください。

※ 新型コロナウイルス感染拡大状況により中止となる場合があります。
感染対策の為、マスクの着用・検温・当日、体調不良の場合は、参加をご遠慮ください。

※ 新型コロナウイルス感染拡大状況により、募集しない場合もございます。
ご了承ください。

問合わせ先 緑岡市民センター
TEL 243-1020

○水戸市市民センター条例

平成21年 9月29日

水戸市条例第33号

改正 平成22年 3月24日条例第13号
平成23年 3月25日条例第 9号
平成23年 7月12日条例第25号
平成26年 6月30日条例第36号
平成27年 3月24日条例第 9号
平成28年 6月30日条例第34号
平成30年 6月22日条例第32号
平成30年12月20日条例第60号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。

(5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年6月30日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成30年6月22日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成30年規則第28号で平成30年10月1日から施行。ただし、同条例付則第2項の規定は平成30年9月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市鯉淵市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成30年12月20日条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 平成31年2月1日

(2) 別表に2項を加える改正規定(水戸市妻里市民センターの項に係る部分に限る。)及び付則第3項の規定 平成31年3月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市妻里市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例(以下「新条例」という。)の例により行うことができる。

3 付則第1項第3号に定める日以後の水戸市内原市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、新条例の例により行うことができる。

別表（第2条関係）

（平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・平28条例34・平30条例32・平30条例60・一部改正）

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号

水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1
水戸市鯉淵市民センター	水戸市鯉淵町2989番地の2
水戸市妻里市民センター	水戸市有賀町2242番地
水戸市内原市民センター	水戸市内原町1395番地の6

○水戸市市民センター条例施行規則

平成22年3月30日

水戸市規則第14号

改正 平成28年3月31日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第34号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に作成した各様式の内紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

市民センター使用許可申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称又は代表者)
担当者
電 話

市民センターを使用したいので、水戸市市民センター条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使 用 施 設	市民センター
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 人 員	人
使 用 室 名	
備 考	

様式第2号(第4条関係)

市民センター使用許可書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

年 月 日付で申請のあった市民センターの使用について、水戸市市民センター条例第4条の規定により、次の条件を付して許可します。

使用施設	市民センター
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使用目的	
使用人員	人
使用室名	
備考	
許可条件	1 水戸市市民センター条例及び水戸市市民センター条例施行規則を遵守すること。 2 職員の指示に従うこと。 3 この使用許可書は、使用の際に職員に提示すること。

様式第3号(第6条関係)

市民センター使用変更(取消)申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称又は代表者)
担当者
電 話

市民センターの使用の変更(取消)をしたいので、水戸市市民センター条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請の内容

- (1) 変更
- (2) 取消し

2 申請の理由

3 変更の内容

	許可内容(許可番号:)	変更後の内容
使用施設		
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使用目的		
使用人員	人	人
使用室名		
備考		

様式第4号(第6条関係)

市民センター使用変更(取消)許可書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

年 月 日付で申請のあった市民センターの使用の変更(取消し)について、水戸市市民センター条例第4条の規定により、次の条件を付して許可します。

使用施設	市民センター
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使用目的	
使用人員	人
使用室名	
許可条件	1 水戸市市民センター条例及び水戸市市民センター条例施行規則を遵守すること。 2 職員の指示に従うこと。 3 この使用許可書は、使用の際に職員に提示すること。

様式第5号(第7条関係)

市民センター使用許可取消等通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

市民センターの使用について、次のとおり決定したので、水戸市市民センター条例第7条の規定により通知します。

住 所	
氏 名	
使 用 施 設	
使 用 室 名	
決 定 内 容	
決 定 の 理 由	

- 注1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは、水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

(平28規則34・一部改正)